

『協同組合研究』投稿規程の改正の要点

日本協同組合学会編集委員長
成田拓未

2023年7月24日に開催された常任理事会において『協同組合研究』投稿規程が、同年9月8日に開催された理事会において日本協同組合学会賞表彰規程細則が改正されました。また、いずれも同年11月16日から施行されることとなりました。比較的大幅な改正となりましたので、その要点について解説します。

1. 「筆頭著者」・「責任著者」の明確化と学会賞表彰規程細則の文言の修正

共同執筆された論文における筆者の役割を明確化するため、「筆頭著者」および「責任著者」なる文言を導入しました。所属機関等から研究業績の報告を求められた際、論文等の執筆に際して担った役割を明確に示すことができるようになります。

学会賞表彰規程は「学会誌奨励賞」の授与対象を40歳以下の会員による研究業績としてきました。この点に変更はないのですが、学会賞表彰規程細則を改正し、当該会員は「筆頭著者」を指す旨、明記しました。

すなわち、「学会誌奨励賞」の授与対象は、40歳以下の筆頭著者による研究業績となります。

2. 査読回数の上限の設定

これまで、論文等の査読の回数に特段の制限を設けていませんでしたが、本改正により3回を上限としました。

3. 「投稿原稿テンプレートファイル」の導入

投稿論文等の区分に応じた「投稿原稿テンプレートファイル (Microsoft Word 形式, A4 版, 21 字×37 行×2 段=1,554 字)」を WEB サイトで公開します。投稿希望者には、同ファイルに定める形式で原稿を作成し投稿いただくこととしました。

同時に、論文等の「字数制限」を「ページ制限」に改め、区分ごとに下記のように決めました。

論文：15 頁以内

研究論文、事例報告・資料紹介：9 頁以内

大会報告：7 頁以内（大会シンポジウム報告について研究論文として査読を受ける場合は 9 頁以内）

書評：4 頁以内

4. 施行日

投稿規程、表彰規程細則、いずれも施行日を2023年11月16日としました。以降最初に到来する論文等の投稿の受付締切日は2024年5月15日です。当日までの投稿をお考えの会員におかれましては、新たな投稿規程を熟読のうえ投稿いただくようお願い致します。

また、新たな規程、細則の施行日以降に投稿され、掲載に至った論文等の表彰は、改正後の細則によって行います。一方、施行日より前までに投稿され、掲載に至った論文等の表彰は、改正前の細則によって行います。

引き続き、会員の積極的な投稿をお待ちしています。